

令和5年度第2回諫早市特別職報酬等審議会

1 日 時 令和5年12月25日（月）午後3時～

2 場 所 諫早市役所8階 8-1会議室

3 出席者 委員 8名

池田雅英委員

入江良美委員

古賀文朗委員

永江正澄委員

西村久美子委員

日野出悦子委員

真壁正二郎委員

山口 実委員

事務局 6名

4 会議次第

特別職報酬等審議会

1 開会

2 議事

(1) 議事録署名人指名

(2) 諮問事項審議

3 その他

4 閉会

5 審議内容

(1) 会長が入江委員を議事録署名人に指名

(2) 審議事項

①【事務局から議員報酬改定案について説明】

②【委員の意見・質問及び事務局の説明・回答】

- ・ 議員のなり手として優秀な人材を確保するため、改定は必要であると考え。議員報酬の額は、第三案である九州管内の類似団体及び人口同規模団体の平均値と同程度とし、改定時期は、今の議員は任期半ばであることから、今期は改定額のうち半分を上げ、

次の一般選挙後となる令和7年4月10日から満額とするのはどうか。

- ・ 改定時期については、合併したときから改定があっておらず、前回の本審議会においては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して据え置いたことを考えると、令和6年4月1日からがよいと考える。また、改定後の報酬額については、第二案である九州管内の類似団体の平均値と同程度がいいと考えるが、副議長の報酬額が低いと考える。
- ・ 議長、副議長、議員の報酬の額について、過去からの経過があり現在の比率となっているとのことであるが、副議長は単に議長の代わりというわけではないので、副議長の報酬額については検討してよいのではないか。
- ・ 全体的に言えばこの第二案でいいと思うが、副議長は、第一案である全国の類似団体の平均値と同程度の49万円まであげてもいいと思う。そうした場合の報酬額の増額部分の合計額は、定数削減により削減された議員の総報酬の額の範囲内となるので、副議長の報酬額を増額してもいいと思う。
- ・ 九州管内の類似団体及び人口同規模団体の平均を用いる第三案が説明し易いと思う。長崎県内においても、人口規模によって報酬の額が違うことから第三案がよいと思う。
⇒ 類似団体とは人口規模及び産業構造が同じ団体のことであり、第三案については、類似団体に人口規模が同じで産業構造が異なる団体を加えたものになっている。
- ・ 前回の審議会では、新型コロナウイルス感染症の社会経済情勢への影響を鑑みて据え置きをした。そのときに改定の場合は九州管内の類似団体と同程度の議員報酬の額に引上げを提案していたこと、現在、国においても賃上げの要請があることから、議員報酬の額は第二案とするのがよいと考える。改定時期は、議員定数削減後の令和3年の市議会議員一般選挙後から増額しようとしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により据置きとした前回の経緯を踏まえ、令和6年4月1日とするのがよいと考えている。

- ・ 改定の時期としては令和6年4月1日からでよいと思う。議員には社会保障等が無く、報酬の額だけを見たら結構な金額に見えるが、例えば議員報酬だけで生活している方は大変だろうとも思う。意欲がある若い人が議員に立候補しようと思えるような報酬体系にして欲しい。

- ・ 議員には賞与があるのか、あるとすれば年収はいくらか。
⇒ 期末手当を支給しており、現在、報酬月額と期末手当と併せて年収は、議長が790万円程度、副議長が670万円程度、議員が640万円程度となっている。なお、仮に第二案で改定した場合は、改定後の年収が、議長が880万円程度、副議長は740万円、議員が710万円程度になる。

- ・ 改定の時期については令和6年4月1日からで、前回の経緯もあり、改定金額については第二案でいいと思っている。若い人が議員のなり手になるという意味では、議員報酬の額が以前から変わってなかったというところが問題だと思うので、今後、見直しが適宜行われるような形にしたらいと思う。

- ・ 時代が違ってきており、議員活動も昔とは全く違ってきている。それぞれの団体も意見があると思うが、第二案とすることでどうか。

- ・ 第二案でとのことであるが、副議長の報酬額については、第一案と同じぐらいの額でもいいのではないか。また、新聞で諫早市の人口は2050年には8万9000人になるとされており、そうになると税収その他をよく考えた時に、議員についても、そういう時には議員報酬の額が減ることがあるのか。当然、定数を削減するということになるかもしれないし、今の段階で答えは出ないだろうが、増額改定だけをこの審議会で決めるとなると調整が効かなくなる。

- ・ その時の経済状況等で議員報酬の額を減額することも、当然、あり得ると考える。経済が落ち込んで市民の給与が減る中で、改定がないということはできない。現在は、国の方針として給与をあげようということなので、今回は第二案ということだが、副議

長の報酬額は気になるところである。議長、副議長、議員の報酬の比率が過去からの経緯で変更できないというものではないのであれば、副議長の報酬額に関して少し議論したい。

⇒ 比率については変更できないものではないと考えている。増額する金額は、九州管内の類似団体を基本に、本市の議長、副議長、議員の報酬額のバランスなども考慮して御審議願いたい。

(7) 意見集約

①【会長による意見集約】

各団体の御意見もあるが、前回の審議会及び答申内容を踏まえ、議員報酬の額については改定をする。その額については、議長56万で、副議長48万円、議員45万円。改定の時期については、令和6年4月1日からということで答申することによろしいか。

②【委員の意見】

異議なし。